

○大阪市動物の愛護及び管理に関する規則

平成 13 年 4 月 1 日

規則第 63 号

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則を公布する。

大阪市動物の愛護及び管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)及び大阪市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年大阪市条例第 46 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(専決)

第 3 条 生活衛生監視事務所長は、法第 25 条第 2 項の規定による勧告に関する事務を専決することができる。

2 区役所健康課長、区役所保健福祉課長(西区役所、港区役所、大正区役所、浪速区役所、東淀川区役所、生野区役所、城東区役所、住之江区役所及び東住吉区役所に置かれるものに限る。)、区役所健康推進担当課長、区役所保健担当課長、区役所保健・生活支援担当課長、区役所保健・子育て支援担当課長、区役所児童・保健担当課長、区役所子育て支援・保健担当課長、区役所保健子育て担当課長、区役所地域保健担当課長及び区役所保健主幹は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1) 条例第 8 条の規定による公示を行うこと

(2) 条例第 17 条第 1 項の規定により報告を求めると及び動物愛護管理員に飼養施設その他動物の飼養に係るのある場所に立ち入り、検査させ、若しくは調査させ、又は関係人に質問させること

(動物取扱責任者研修の開催等)

第 4 条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号。以下「法律施行規則」という。)第 10 条第 3 項ただし書の別に定める場合は、やむを得ない事由により市長が定める期間内に市長が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることができなかつたことにより、法律施行規則第 10 条第 3 項第 1 号の規定に違反することとなる場合とする。

2 法律施行規則第 10 条第 3 項ただし書の規定により市長が指定する他の都道府県知事は、次に掲げるものとする。

(1) 大阪府知事及び堺市長

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県知事、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長であつて、市長が開催する研修と同等以上の内容を有すると市長が認める研修を開催するもの

(特定動物の飼養許可の有効期間)

第 5 条 法律施行規則第 14 条の許可の有効期間は、5 年とする。ただし、興行上の利用に供する特定動物を飼養し、又は保管する特定飼養施設その他の特定動物を一時的に飼養し、

又は保管する特定飼養施設に係る許可にあっては、当該許可の有効期間は、5年を超えない範囲内で市長が必要と認める期間とする。

(特定動物引取申請書)

第6条 条例第7条第2項の申請書の提出は、第1号様式による特定動物引取申請書に条例第7条第1項第1号に該当する事実を証明する書類を添付して行わなければならない。

(公示等)

第7条 条例第8条の規定による公示は、次に掲げる事項を動物を引き取り、又は收容した保健福祉センターの掲示板に掲示して行うものとする。

- (1) 引き取り、又は收容した日時及び場所
- (2) 公示期間満了日
- (3) 引き取り、又は收容した動物の種類、品種及び性別
- (4) 引き取り、又は收容した動物の毛色、毛の長短、体格及び推定年月齢その他特徴となるべき事項

(收容動物の飼養費用等)

第8条 条例第15条の費用の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 動物の飼養等に要した費用 1頭、1匹又は1羽1日につき250円
 - (2) 動物の返還に要する費用 1頭、1匹又は1羽につき3,700円
- 2 前項各号に掲げる費用は、動物の引き取りの申請の際に納付しなければならない。
- 3 既納の費用は、還付しない。

(立入検査証)

第9条 条例第17条第2項の証明書は、第2号様式によるものとする。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月29日規則第111号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第73号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月26日規則第156号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年5月25日規則第125号)

1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の大阪市動物の愛護及び管理に関する規則第2号様式による証明書は、この規則による改正後の大阪市動物の愛護及び管理に関する規則第2号様式による証明書とみなす。

附 則(平成22年3月31日規則第79号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第71号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 95 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 136 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 120 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 163 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日規則第 62 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日規則第 40 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 17 日規則第 108 号)

この規則は、公布の日から施行する。